

平成26年(ワ)第3241号 損害賠償請求事件

原告 鶴田明日香

被告 社会福祉法人 S 会

原告準備書面(6)

2016年1月18日

名古屋地方裁判所民事第4部イC係 御中

原告訴訟代理人弁護士 中谷雄二

同 森田 茂



本準備書面は、被告が利用者である故鶴田早亨に対して負うべき法律上の義務の内容について論じるものである。

第1 故鶴田早亨と被告との契約の内容

1 契約の目的及び被告の契約上の義務

(1) 契約の目的

ア 故鶴田早亨(以下、亡早亨という)は、被告経営の H に平成14年以降、短期入所(ショートステイ)を繰り返し、平成19年から入所契約を締結し、同施設に入所した。

イ 平成19年3月1日に亡早亨と被告との間で締結した「施設サービス利用契約書」(乙7の5)によれば、第1条で契約の目的を「この契約は、利用者が可能な限りその地域における生活に移行できることを念頭に置いて、事業者が利用者に対し、日常生活上の援助等を行うことにより利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。」と定め、被告における契約上のサービス提供の目的が、地域生活への移行を念頭において、日常生活上の援助等を行うことで利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを目的と定めている。つまり、亡早亨と被告

との間の入所契約は、単に日常生活を営む場の提供だけではなく、その後の地域生活移行のための援助も目的としていたのである。

ウ この契約目的は、平成23年10月1日に締結した「障害者支援施設サービス利用契約書」(乙7の2)では、「この契約は、障害者自立支援法等関係法令の理念に則り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、生活介護の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排泄又は食事の介護等を提供することを目的として、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して、必要な介護、支援等のサービスを適切に行うことを定めます。」(第1条)と変化している。

エ この契約が冒頭で引用する障害者自立支援法は、その第1条で「この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」と定めており、契約書の文言は変わっているが、サービス利用契約の目的が、障害者の有する能力及び適性に応じた、自立した日常生活又は社会生活を営み障害者を地域で生活できるように目指していることに変わりはない。

(2) 契約上の義務

被告との契約(以下において被告との契約という時には、特に断らない限り、乙7の2の最後の契約を指す)において、被告が提供するサービスの内容は以下のとおりである。

第2条(施設サービスの内容)

「事業者は、個別支援計画に基づいて「重要事項説明書」に定める内容の施設サービスを提供します。

- 2 施設サービス提供は、生活支援員、医師、看護師、栄養士等の従事者があたります。
- 3 事業者は、利用者の障害程度に応じて、利用者に施設サービスを提供します。
- 4 事業者は、日常生活上の援助や日中活動支援にあたっては、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。(以下、略)」

上記の1項で引用する「重要事項説明書」(乙7の3)には、サービス提供の内容を定めた5項(3)において、「日中・余暇活動支援は、「個人の個性を尊重し本人の希望や状況に合わせて楽しく有意義に過ごせるように、様々なサービスを提供します。」と、記載している。つまり、被告が事業者として提供するサービスは、利用者である亡早亨の「障害程度に応じ」(第2条2項)、「個人の個性を尊重し本人の希望や状況に合わせて」(重要事項説明書5項(3))サービスを提供すべきことが定められているのである。このことは、契約書第5条においても「事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め」ることが義務づけられていることと共通するものである。つまり、被告は施設サービスを提供するにあたり、利用者の障害程度及び心身の状況、置かれている環境等の的確な把握を義務づけられているのである。

2 被告が亡早亨に負うべき契約上の義務

亡早亨と被告は、福祉サービス提供契約を締結し、24時間入所福祉サービスを受ける関係にあり、このように一日の全ての時間を支配管理されている立場から、契約に伴う信義則上の付随義務として安全配慮義務を被告が負うことは判例法理から明らかであるが、それにとどまらず、被告は以上のとおり施設福祉サービス提供契約自体において、障害の程度に応じた、利用者本人の状況に合わせたサービス提供が契約上も義務づけられているのである。

第2 福祉施設における安全保護義務

1 厚生労働省の危機管理指針

- (1) 被告は、多数の利用者がいるので常時だれかが動静に注意することは困難で、法律上求められていないと主張するが、この主張は、入所施設における事業者として利用者に求められる最低限の義務すら被告が理解していないことを如実

に示すものである。

ア 事実として、**H**のような入居施設において複数の利用者がいることは普通にあることだが、その事業者が多数の利用者がいるので利用者の動静を常時誰かが注意することは困難だから法律上求められていないと公然と主張することは凡そ福祉施設として考えられない主張である。

イ 厚生労働省は、平成14年4月22日「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針～利用者の笑顔と満足を求めて～」という危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（甲18）を発表した。

(ア) この指針の「はじめに」は、「契約に基づくサービスの利用制度のもとでは、互いの権利・義務関係が明確となり、サービスを適切に提供することが求められる。提供サービスにおいては利用者の安心や安全を確保することが基本であり、事故防止対策を中心とした福祉サービスにおける危機管理体制の確立が急務となっている」と社会福祉基礎構造改革の進展によって福祉サービスの利用が措置から契約に移行したことを踏まえて、福祉施設における福祉サービスの基本が利用者の安心、安全の確保にあること、事故防止対策を中心とした危機管理体制の確立を急務として位置づけている。

(イ) そして、福祉サービスにおけるリスクマネジメントの基本的な視点として、福祉サービスにおけるリスクマネジメントは、「より質の高いサービスを提供することによって多くの事故が未然に回避できる」という考え方で取り組みを進めることを強調している（指針第1、2（3）イ）。そして、事故防止のために、「その利用者に関する状態像の的確な把握や、それに対してどのようなサービスを実施するかという内容の明確化と、その確実な実施等、いわばこれまでは利用者全体をマスとしてとらえて提供されてきた福祉サービスをより利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供へと変えていくことが最も強く求められることとなります」（同ウ）と利用者個々人に応じた個別性が重要であるとしている。

(ウ) この指針では、「リスクマネジメントの視点を入れた業務の見直しと取り組み」という項を設け、（1）サービスの標準化と個別化、（2）利用者の動きを把握し、目配り気配りを欠かさない体制づくり、（3）記録と報告、（4）法人

・施設による自主的な業務マニュアルづくり、(5) リスクマネジメントを効果的に行うための取り組み等を紹介している。この(2)において、「転倒」事故を例にとり、「施設が分析した「転倒」の発生要因を見ると、「目を離してしまった」「見守り不足」とか「急に動いてしまったため」などという記述が多く見られます。ある利用者の見守り介護をする場合には、必ず「誰が」見守るのかを明確にしなければなりません。チームで業務にあたっていると、職員同士が誰かが見ているだろう」という意識になってしまい、結果として誰もみていなかったということが往々にしてあるものです。また、自分がやむをえない理由によって利用者のそばを離れなければならない場合には、必ず他の職員に声を掛けるといった基本的な動作が職員の間で確認されていないために起こった転倒事故も多く見られます。少しの間でも、利用者から目を離さない工夫の例としてある病院では、ミーティングの際、発言者がホールに背を向け、その他の職員は全員ホールの法を向くようにして利用者から目を離さない、あるいは頻回の見回りが必要な利用者がある場合にはタイマーを活用すると言った取り組みを行っています(4(2))と利用者から目を離さないことが基本であり、複数で業務にあたっている場合に職員がやむをえず担当する利用者のそばを離れる場合には、必ず他の職員に声を掛けることが基本的な動作であると指摘されている。利用者が多数いる場合でも常時利用者の動静に注意を払うというのは、福祉サービスにおける安全確保の基本であり、この基本すら否定する被告は、事故防止のために厚生労働省が発表した指針にも反するものである。

2 指針におけるその他の対応

(1) 上記指針では、サービスの標準化と個別化、利用者の動きの把握、目配り気配りを欠かさない見守り体制の他に(3)記録と報告を危機管理として勧めている。その目的として指針が言うのは、利用者に対してどのようなサービスを行い、それに対してどのような反応があったか経過を記録し、報告してサービスの改善に結びつけること、家族等に対してどのようなサービス提供をしているのかを客観的に説明するために重要だとしている。

(2) その他、自主的な業務マニュアルづくりも有効だとしている。

第3 亡早享に対する適性なサービスとは

1 本件の施設サービス利用契約においても、被告は利用者に対して障害の程度に応じ、心身の状況に応じた適切なサービスの提供が義務づけられている。

当然、亡早亨がもっていた障害（知的障害・自閉症）という特性を踏まえた、それに応じた適切なサービスの提供が被告が契約上負う義務である。

2 知的障害

知的障害は、①全般的な知的機能が同年齢の子どもと比べて明らかに遅滞し、②適応機能の明らかな制約が、③18歳未満に生じると定義されるものである。原因は染色体異常や胎児期の感染症、低酸素症など多岐にわたり、原因がはっきりしないことも珍しくない。

3 自閉症

自閉症は1943年にアメリカのレオ・カナーが最初の症例報告をして以来、多くの研究が行われている。かつては親、特に母親の育て方によって自閉症になる、心の病気が原因であるといった説が唱えられていた時代もあったが、今では特有の発達の偏りを示す生まれつきの脳の機能障害が原因であることが定説となっている。自閉症の特徴については様々な説明の仕方があるが、イギリスのローナ・ウイングが提唱した「三つ組の障害」を特徴として挙げることが多い。三つ組の障害とは、「社会的相互交渉の障害」、「コミュニケーションの質的な障害」、「想像力の障害」を指す。

亡早亨については、行動障害があった（乙7の14の医師意見書等）。

行動障害については、支援する側から困った行動として捉えられてきた。しかし、行動障害や常同行動が、無意味な行動ではなく、自閉症をもった人たちの要求や感覚によって生じていることが、自閉症の当事者が自分のことを語ることによってわかってきた。例えば、東田直樹「自閉症の僕が跳びはねる理由」（甲19）などでは、言葉をもたない自閉症者が取る行動や感覚の異常などについて、自閉症者自らが語ったものとして多くの人に衝撃を与えた。

4 本件契約におけるサービス提供者としての義務

そして、行動障害を支援する側から困った行動としてのみ捉えるのではなく、自閉症をもつ人たちの要求の表れであるとするれば、行動障害を予防するためには、その状況を観察し、行動障害が表れないような状況を作ることが、求められることとなる。その第一歩が、自閉症をもつ人たちの行動の観察である。どのような

状態の時に行動障害を起こすのか、チームで支援する場合には、共通の視点でその状況を観察することがまずもって求められることである。

甲20号証の「青年・成人期自閉症の発達保障」では、強度行動障害をもつ自閉症者が適切な支援の中で徐々にではあるが、発達している姿が語られているが、その基本にあるのは、イライラやこだわりがどのような時にでるのか、情緒面の変化と睡眠、活動との関係を観察する中で問題行動を引き起こさない環境をつくることである（甲20号証41頁の前頁の図参照）。少なくとも適切なサービスの提供にあたって、施設に求められるのは、このような利用者の行動観察とそれに基づく状況や原因・契機の分析とその仮説に基づく対処、その場合の反応を観察して、対処法を改善していくという対応である。これらのことは、本件契約で被告が負っている「障害の程度」に応じた、利用者の心身の状況に合わせたサービス提供の基礎である。そして、その背景には、自閉症をもつ人の人としての尊厳とその発達の可能性に対する信頼、適切な対応のための知識と技術がなければならない。強度行動障害を有する自閉症の利用者に対しても、様々な対処方針は研究・実践されており、それはすでに標準化されていると言われている。残念ながら、被告での亡早亭に対する対処は、表面的にはこれら標準化された対処をまねているように見えながら、安全対策の箇所ですべて述べた見守りの必要性についての無理解のように、根底にある認識に欠如があり、その結果として、適切な対応ができなかったのである。その結果として、本件事故当日における亡早亭の事前の異常な行動の意味を察知することもできず、安全対策の基本である利用者から目を離さない、担当者が離れる際には声かけをして他のチーム員に依頼するという基本をとらなかったため、施設外への飛び出しを生んでしまったものである。すでに述べたようにその兆候は当日の亡早亭の行動に表れていたものであり、亡早亭が食物を食べることによってストレスを解消するという特性を持っていたこと、以前の外出の際のコンビニの事件を考えれば、施設外に出た場合に近所の店舗に入り、食物を大量に食べることに、その際、食事について掻き込むように食べるということが分かっていたのであるから、窒息の可能性も十分に予見できたものである。

追って、行動障害の予防のために取るべき標準化された対処方法と被告が現実に行っていたこととの違いを述べて、被告のサービス提供が契約上求められてい

るものではなかったことを主張するものである。

以上